

無所属・市民派

茨木市議会議員 小林みちこの議会ニュース



Colorful

～からふる～

2006. 10.30 Vol. 12

発行責任者：小林 美智子 茨木市舟木町13-11 TEL&FAX 072-638-9228
市議会控え室 TEL 072-620-1746 FAX 072-621-8536
ホームページ <http://www.kobamichi.net>
メールアドレス info@kobamichi.net

ミッチーの
ON/OFFブログ
更新中!!

運動会に思いをはせて…



運動会の光景を見ると、いつも私は子ども時代にタイムスリップをします。

小学校3年生のとき、天候に恵まれず3回順延をしました。3回順延の場合は中止というのがそのときの学校の方針でしたが、私たちがあまりにもがっかりしていたので先生たちは職員会議を開き、検討をしました。「中止で仕方ない。」という声がほとんどだったところ、3年生の担任をしていた先生が「子どもたちのがっかりした姿を見て何も思わないのか！決まりに縛られず、何とかもう一度チャンスを作ってほしい。その日が雨ならあきらめる。」と発言をし、あと1回チャンスができました。そしてその日は無事に晴れ、運動会はやっと開催されました。

その頃は運動会といえば、家族で運動場でお弁当を食べるのが常でしたが、順延の順延の順延。平日ということもあり、観客はそれほど多くありませんでした。しかも当初予想していなかった事態だったので、その日は給食を食べました。教室のイスは運動場に並べていたので、教室で床に座って給食を食べました。



なぜかデザートにりんご1個。いつもとは違う教室での給食がやけに楽しく、今でも記憶に残っています。

そしてわが子の運動会。確かに昔のような迫力には少々かける部分もあるかもしれませんが、でもその昔、私たち大人が子どもだったころの光景が目の前にはあります。

リレーでこけても一生懸命走る姿…

友だちや自分のチームを一生懸命応援する姿…

そう、子どもはかつての私たちです。

子ども時代の経験が、今の私たちの生きるエネルギーになっているのです。



思うのです。

運動会を見て思います。

あなたたちが今やっていることは、ここで終わりじゃない。きっとこれからの人生につながっていくよ…と。

子どもたちが豊かな子ども時代を過ごし、大人になってエネルギーとして活かしていけるように、今私たち大人ができることを考えていきたいと思うのです。

安倍晋三氏が自民党総裁となり、新首相に選ばれました。

「美しい国、日本へ」をスローガンにさらなる改革を進め、以前から議論となっている教育基本法や憲法改正についても加速化していくのでは…と思います。

不登校やいじめ、学力低下など、確かに今の日本の教育現場にはさまざまな問題があります。これは今のシステムに問題があるのではないのでしょうか。今の教育システムが子どもたちをがんじがらめにし、学校での教育が合わない子どもや家庭を追い詰めてしまうのではないのでしょうか。

いじめの問題にしても、単に個人の問題ではなく、学校という集団の運営体制や行政にも課題があるのではないのでしょうか。いじめの相談をしようと思っても、川西市のように第三者による「こどもオンブズパーソン制度」がある自治体は、ごくわずかです。

現場から声があがり、改正というのならならまだしも、現在の議論は政治の場での議論です。法が改正されたからといって、現場の問題が解決するとは思えないのです。

私たちがこれから選択することは、子どもたちの未来につながっています。そのことを忘れず、冷静な判断をしなければいけないと思っています。



幼稚園・保育所の芝生化について

環境教育と地球環境保護の観点から、保育所と幼稚園の緑化事業が今年度から始まりました。幼稚園では茨木幼稚園、保育所では中津保育所の園庭の芝生化、また玉島保育所の屋上緑化が実施されます。（当初予算は3ヶ所合わせて2,300万円）

Q 芝生化のメリット・デメリットについて。

A メリットとしては、ヒートアイランド現象の緩和や防塵対策。また裸足で遊んだり芝生の上に寝転んだりと健康面・環境面・精神面で好影響を与えること。デメリットとしては芝生の養生期間中の園庭の使用制限があることや、維持管理の難しさなど。



予算執行は最大の効果を考えて！

地方自治法第211条で、予算は年度開始前に議会の議決を経るべきものとされている。

2006年度の予算は2006年3月議会で議案審議され可決された。そして予算を執行している。執行はできるだけ速やかに行うのが効果的だと考える。たとえば、我が子が保育所に通っていた頃、紫外線対策としてプールサイドに日よけを設置する工事が順次行われていた。年長クラスのと看、やっと我が子の通う保育所にもつくことになった。しかし設置されたのは夏が終わってからだった。これだとプールサイドの日よけはその年度は「設置されただけ」で、実際に活用されるのは翌年度からになる。その年に予算を執行し、また活用できるのが望ましいのではないだろうか。

幼稚園や学校での工事は、長期休暇である夏休みを利用して実施するが多い。

今回の幼稚園の芝生化は夏休み前に工事をし、夏休み中に芝生を養生し、2学期から利用開始というスケジュールで3月議会の議決後準備を進めてきた。今は子どもたちが毎日楽しそうに芝生の上で裸足で遊んでいる。

一方保育所はどうだろうか。

保育所での工事の難しいところは、保育所には長期休暇がないということ。せいぜい年末年始の6日間。しかし、工事業者だって年末年始は休暇をとるだろう。

子どもたちの安全や保育所での生活環境を守りつつ、予算が有効に活用されるよう、執行時期については今後充分に考えていただきたい。

議会傍聴日記

子連れだったので特別傍聴室を利用しました。上から議会全体を見渡す事が出来ました。

議員の方々がそれぞれ独自のやり方で、臨んでおられるのが良く分かりました。傍聴室の様子は、外にわからないのが嬉しいことでしたが、やはり子どもが騒ぐと多少は漏れる、とのことで職員の方からお声掛けがありました。

学童保育の冬期開設時間延長について

11月1日～2月末までの4ヶ月間、子どもたちの安全対策として、留守家庭児童会の開設時間が1時間延長され、6時までになります。ただし、延長を利用する場合は保護者が留守家庭児童会までお迎えに来ることが条件です。

Q 延長時間を6時とした根拠は？

A 他市の状況や入会申込書の保護者帰宅時間を参考にし、6時をいう設定をした。

Q 現実的な問題として、子どもたちの下校時間が分散されることになる。

また、勤務体制が変則であったり、残業などにより帰宅時間がバラバラになることも考えられる。

これまでの「5時に集団下校」という体制から「お迎え可能な子どもは6時まで、不可能な子どもは5時に下校」という体制に4ヶ月間変わることへの対策はどのように考えておられるのか。

A 開設時間の延長に伴い、学校の受付員も6時半まで配置する。また、延長時間利用については月単位の登録制とし、子どもたちの帰宅時間について把握をしていく。5時の下校については、集団下校で対応していく。



昨年12月議会の質問の際に個人的に50人ほどにアンケートを実施した。

開設時間の延長には慎重な意見が多く寄せられた。

子どもたちの安全が一番で、それならばまだ明るい時間帯に子どもを下校させるほうがよいという意見。また延長するなら保育所と同じ7時まで、という意見もあった。

今回の6時という時間設定は、中途半端な感が否めない。子どもたちの安全対策として実施される開設時間の延長が、下校時間の分散化により逆に不安な状況をつくる可能性があるのでは...と懸念する。

確かに全国的には6時までという学童が多く、大阪府下、北摂でも時間延長の動きはあるが、季節によって開設時間を変更するところはない。

今年度の実施状況を踏まえて、また各市の取り組み等も充分検討していただきたい。



議会の内容自体、自分の住んでいる自治体のことだから、もともと知らなかったことにも積極的な興味を持って聞く事が出来たし、市民としての自覚を新たにしました。何より、思ったよりも市議会って敷居高く無いやん、と感じたのが収穫でした。

(茨木市：Oさん)

「認定こども園」に 未来はあるのか？

「認定こども園」って何？

第164回の国会で認定こども園という新たな制度が決定した。法律名は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」。10月1日から施行された。この法律に基づき、都道府県で具体的な条例を作ることになる。認定こども園というのは「こども園」という施設が新しくできるわけではない。既存の施設を活用して総合的な機能を提供せよ、と法律は言っている。例えば、保育機能と地域支援機能のある保育所には教育機能を取り入れる。幼稚園の場合は、保育機能と地域支援機能を取り入れる。つまり、機能の組み合わせを行った施設を認定こども園という。

具体的には4つのパターンが考えられる。

幼保連携型（認可の幼稚園と保育所の組み合わせ）

幼稚園型（認可幼稚園が保育所機能を加える）

保育所型（認可保育所が幼稚園機能を加える）

地方裁量型（認可外保育施設。自治体の基準で認定）

大阪府は児童福祉施設最低基準を満たしている施設としている。

国の財政措置は、新しく創設されるわけではない。幼保連携型は幼稚園、保育所それぞれ公費補助されているもので対応、幼稚園型は幼稚園に出されている公費で、保育所型は保育所に出されている公費で、地方裁量型は認可外施設なので国の補助はない。

何が、どう変わるの？

特に保育所が認定こども園になる場合、入所の仕組みが大きく変わる。私立の幼稚園に入園する仕組みをイメージしてもらえばわかりやすいかもしれない。

入所申込み・選考が市町村から施設単位になる。

現在、認可保育所の入所決定は市町村が行っている。希望者が定員を上回った場合、市町村が定める選考基準に基づき、優先度の高い人から入所できる。茨木市の場合は第5希望までを聞き、優先度を加味した上で選考をする。このように市町村で選考基準を作り、選考をすることで優先度が高いにも関わらず保育所に入れないという事態を避けている。

認定こども園は各施設ごとで選考を行う（いわゆる直接契約である）。ただし、認可保育所部分の「保育に欠ける」という要件を市町村が判断しないとイケないので、市町村の関与は残す。手順としては、認定こども園は保護者からの入園申込書を市町村に提出し、市町村がそれを判断し園に戻す。その時点で園がOKを出す。直接契約により低所得者層や母子家庭世帯など配慮が必要な家庭が排除されないように市町村が保育に欠ける要件の判断をする。

施設ごとに保育料を設定する。

認可保育所の場合、市町村が保育料を決めるため、同一市町村内では公立私立を問わず、保育料は同じ。認定こども園は認可保育所であっても、施設ごとで保育料を定めることができる。設定した保育料は市町村に届けなければならない、市町村が

その保育料が適正でないと判断したら改善しなければならない。

認定こども園に未来はある？

子どもたちや保護者が持つ多様な条件に関わらず、就学前の子どもたちが育つ環境を等しく保障することには、私は大いに賛成をする。実際に大阪府交野市ではこの主旨に沿って昭和40年代から幼保一元化を実践している。

今回の認定こども園制度は、2003年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で位置づけられている。つまり保育や教育の分野から始まった話ではなく、規制改革、経済の活性化という分野から始まった話なのである。その結果「子どもたちの成育環境の平等性」や「保育・教育の質の確保」という視点が抜け落ちているのではと感じる。私が問題だと思う点をいくつか列記すると...

設置には市町村の関与がない。

法律では認定こども園の認定・取消等は都道府県が行うことになっており、市町村は関与していない。地域の状況などを把握し、保育計画をたてる市町村が積極的に関与できる体制を作るべきだと考える。

「保育に欠ける」要件があいまい。

市町村が「保育に欠ける」かどうかを判断するのは認可保育所部分のみである。つまり幼稚園型の認定こども園が「保育に欠ける」子どもを受け入れる場合は市町村の関与はないことになる。認定こども園でも施設のパターンによって、市町村の関与が変わってくる。

従来最低基準を下回る可能性も。

施設整備や職員配置など、幼稚園、保育所の低い方の基準に合わせている。たとえば調理室を見ると保育所は必置、幼稚園は任意。認定こども園は0～2歳児は必置、3～5歳児は一定の条件をクリアすれば外部搬入を認めている。低い方の基準に合わせているのではなく、両方の基準を満たし、メリットが更に引き出せるようにすべきである。

保育と教育は二元化したまま。

2003年に閣議決定し、そこから検討会議が始まり、わずか3年で新たな法律ができた。先ほども述べたが「保育と教育がどうあるべきか」という視点の検討はなされていない。

大阪府では9月議会に条例提案されている。可決されれば10月1日からの施行となり、大阪府内で認定こども園が設置できることになる。

国は法律をつくり、指針を出す。だからと言って地方自治体はすぐに従わなくてもよいと思う。それぞれの地域の実情を調査、把握することが先決だ。就学前の子どもたちの育ちを見通したカリキュラムを幼稚園・保育所が連携して考える。公立・民間を問わず、地域単位で共通課題の理解を深めていく。住民に一番近い地方自治体だからこそできることだと思う。機能の組み合わせでだけではなく、「一元化」という視点で考えるならば、時間をかけて土台をつくるべきである。その作業がないと、未来につながらないのではないだろうか。

INFORMATION

学習会のお知らせ



「親まなび きらりん広場」の方を講師に迎え、親学習を実施します。

子育てって何だろう？
親ってなんだろう？
そんな思いや不安をわかちあう時間
を持ってみませんか？

今回のテーマは「子どもを見守る」
です。

と き：11月16日（木）
10:00～12:00

ばしょ：東地区公民館 研修室
(右の地図を参照)

保 育：あり(事前に予約ください)

準備の都合上、事前にお申込みください。
申込みは小林事務所まで...

TEL & FAX 072-638-9228



主催：
育自ネット

収支報告

(2006年 7月～9月)

収	報酬(668,000×3ヶ月)	2,004,000
	前期繰越金	135,880
入	賞与より	500,000
	計	2,639,880

支	所得税	140,670	
	住民税	129,900	
	議員共済	241,800	
	国民健康保険	159,000	
	国民年金	41,430	
	生活費	750,000	
	通信費	101,662	
	学習会等参加費・会費	38,275	
	交通費	66,380	
	事務用消耗品	173,879	
	人件費	200,240	
	出	資料購入費	5,460
		事務所費	181,610
選挙積立		350,000	
計	2,580,306		

次期繰越金 59,574



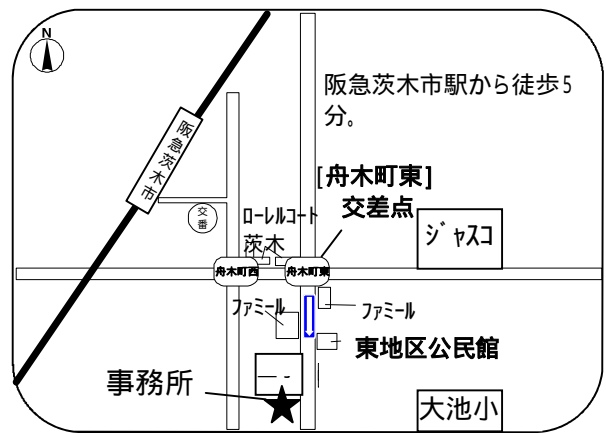
事務所へどうぞ！

毎週月曜日と木曜日の午前中に
事務所を開いています。
どうぞお気軽にお越しください！

住所：舟木町13-11 TEL&FAX:072-638-9228
毎週 月・木 10:00～12:00 オープン

議会報告会：

12月2日(土) 13:00～15:00 事務所にて
12月議会の議案についても話します。どなたでもどうぞ！



本～BOOK～ほん

本の紹介



「食卓の向こう側シリーズ」
西日本新聞ブックレット
給食について、食育について...など食に関わる現状と課題を踏まえ社会の姿に迫っています。



「日本という国」
小熊 英二
私たちが当たり前暮らしている国「日本」について、今につながる歴史を知り、未来への模索が描かれています。

編集後記：

秋も深まる今日この頃。みなさんいかがお過ごしでしょうか...。秋といえばスポーツ、芸術、そして食欲の秋！体重計を気にしつつ、秋の新製品のチョコが気になり...。読みたい本もたくさんあり...

日が暮れるのが早くなり、子どもの下校も心配です。下校時の子どもたちを見かけたら皆さんの温かい目を！